

街路樹の再生指針に基づく取り組みについて

1. 概要

本市の街路樹は、植栽後40年以上経過し大きく成長したものが多く、市街地における豊かな緑を創出している一方で、市民の方々からは剪定や除伐への要望が増えるなど、様々な課題を抱えています。こうした課題の解決や街路樹本来の機能を維持しつつ、将来に向けて効果的な街路樹となるよう再生していくため、平成30年8月に「街路樹の管理指針」を策定し、翌年には実務的な管理技術マニュアルの内容を加えて合わせて編纂し、令和元年12月「街路樹の再生指針」として改定を行ったところです。

この「街路樹の再生指針」では、今後10年間で街路樹の再生に向けた重点的取り組みを掲げており、現在は喫緊の安全対策として交差点付近や道路付属物に近接している街路樹の安全間引きや、街路樹の質の向上を目的とした樹木講習会実施などの取り組みを進めています。

2. 主な取り組み

1) 安全間引きの実施

(単位：本)

項目	令和元年度	令和2年度	累計
安全間引き(除伐)	197	205	402



実施前



実施後

尚、今年度については、市内の巡回パトロールにより腐朽や枯損により危険な状態である街路樹を発見し、台風などの強風により倒木や幹折れの恐れがあったことから、事故を未然に防止するため緊急的に234本を除伐しています。

2) 造園業者と市職員の参加による樹木講習会の開催

街路樹の樹形に配慮した剪定作業などについて講習会を行い、造園業者や市職員など約 20 名が参加し意見交換を行っています。



3) 市と市民が協働して行う活動の推進

花のまちづくりの一環として、地域と連携した取り組みを進めるため、植樹柵及び植樹帯の除草を実施する事業を対象に、恵庭市街路植樹柵・植樹帯管理事業助成金の交付を行っています。

※参加団体数

- ・令和元年度：35 団体
- ・令和2年度：33 団体



その他、清掃など周辺環境の維持についても、沿線の方々をはじめ地域の皆様にご協力をいただいております。大変ありがとうございます。

2. 今後について

今後も「街路樹の再生指針」に基づき、街路樹の景観を市民の財産として守りながら、道路利用者の安全を確保するため道路景観と生活空間との調和を図るため、街路樹の再生に向けた取り組みを進めて参ります。

以上